

## 安倍元総理の第1次安倍内閣時代の隠れた功績

今秋に国葬が行われる安倍元総理大臣の功績のなかで、ほとんど知られていないものに中国残留邦人問題への対応がある。1945年8月9日のソ連軍の対日参戦による避難の過程で、やむなく中国に残らざるをえなかったのが中国残留邦人。帰国者に対しては、中国残留邦人支援法による支援措置が講じられていたものの不十分で、6割近くが生活保護の受給者であることなど、彼らの最も深刻な問題は経済問題であった。

支援が遅れるなかで、2002年の東京地裁を皮切りに全国15の地裁で、中国残留邦人による集団訴訟が提起されたが、1地裁を除く7地裁で国が勝訴していた。戦争による被害は、すべての国民が等しく受忍しなければならないものであって、憲法第29条第3項（財産権）による補償請求は理由がない、という見解による。そうしたなか、2007年1月30日、安倍総理大臣から柳澤厚生労働大臣に対し指示があった。「法律問題や裁判の結果は別として、その置かれている特殊な事情を考慮して、誠意をもって対応するように指示する」というもので、この問題を政治のリーダーシップにより解決したいという総理の強い意思が窺われた。

検討の場となった有識者会議に参加して、筆者は、戦争被害に対する補償ではなく、安倍総理のいう中国残留邦人の「特殊な事情」に着目して理論構成する以外にないのではないかと考えた。そうでなければ一般の戦争被害者との公平性を欠くからである。特殊な事情として、筆者は次の4点をあげた。①帰国が一般の引揚げよりもはるかに遅れ、長期にわたって中国に残留せざるをえなかった。②日本での生活になじむ上で不可欠な日本語のハンディキャップを負い、帰国後も十分な支援を受けられなかった。③戦後の日本の復興や経済成長の成果を享受できず、しかもほとんど無一文で帰国したがゆえに、老後に向けての蓄えはほとんどない。④現実すでに高齢に達しており、就労等による生活の建て直しは困難である。これらの特殊な事情は、有識者会議の報告書（6月12日）および新たな支援策についての厚生労働省の説明文書にも明記されている。

有識者会議の報告を受けて、7月9日に与党の新たな支援策が決定され、厚生労働省・原告団の双方がこれを受諾した。そして、秋の臨時国会で衆・参両院とも各党各派の全会一致により、中国残留邦人支援法の改正が成立し、集団訴訟は取り下げられた。新たな支援策は以下のとおり。①老齢基礎年金の満額支給：保険料追納に必要な額は全額を国庫が負担する。②世帯の収入が一定の基準に満たない場合、生活保護制度とは別制度としての支援給付：満額の老齢基礎年金相当額を収入認定外し、生活費のほか、住宅費、医療費、介護費用などにも個々の世帯の状況に応じて対応する。③地域社会における生活支援：地域における多様なネットワークを活用し、地域のなかで安定して生活できる環境を構築する。

新たな支援策の効果はどうであったか。2009年度実態調査では、77%が「帰国して良かった」と回答し、新たな支援策についても「満足」が75%であった。中国残留邦人の傷は大きく癒されたように思う。

山崎 泰彦（やまさき・やすひこ） 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

1945年生まれ。社会保障研究所、上智大学、神奈川県立保健福祉大学を経て、2011年より現職。社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員、社会保障制度改革推進会議委員等を歴任。著書に『社会保障・税一体改革の十年』（社会保険出版社、2021年）など。

